

# 令和8年度 親子交流支援事業 業務委託募集要項（プロポーザル）

## 1. 事業目的

ひとり親家庭に育つ子どもが両親との絆を維持しながら、心身の健やかな成長を促進するとともに、子どもの権利を擁護することを目的とする。

## 2. 業務内容

別紙「仕様書」を参照

## 3. 委託料について

当初契約金額については、2,656,500円（消費税等を含む。）を上限とし、実支払い額については親子交流支援（以下「支援」という。）の実施実績に応じて、前期（7月～10月）と後期（11月～3月）の2回に分けて支払うこととする。

なお、支払いに要する費用については、仕様書に定める区分ごとの金額の範囲内とし、支援に必要な支援員の交通費については、別途、その実費額を支払うこととする。

## 4. 契約期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日

本契約は単年度契約とし、年度中の実績審査において運営が良好と認められる場合は2回を限度として同一業者と契約できるものとする。ただし、予算等の都合により契約内容を変更、または契約を解除する場合がある。

## 5. 履行場所

受託者が保有する施設または、受託者において確保する場所等

## 6. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

ア 法人格を有する事業者で、過去3年以上、同種の講習を行った実績があること

イ 契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者でないこと

ウ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等または同条3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

エ ひとり親家庭等の福祉向上に理解と協力、連携が図れること

## 7. スケジュール

募集開始	令和8年6月8日
質問受付締切	令和8年6月12日
質問に対する回答	令和8年6月17日
参加申請書等の提出期限	令和8年6月24日
選定結果通知	令和8年6月29日

契約締結・事業開始	令和8年7月1日
事業完了	令和9年3月31日

## 8. 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請書等の提出について

ア 受付期間 令和8年6月8日から6月24日 ※日・祝を除く  
午前9時～正午及び午後1時～午後5時（ただし、最終日は午後3時まで）  
※書類提出は必ずご来館ください。郵送での受け付けはいたしかねます。

### イ 提出書類

- 1) 参加申請書兼誓約書（様式1）
- 2) 法人の概要（様式2）
- 3) 法人市町村税の納税証明書
- 4) 法務局発行の印鑑証明書
- 5) 企画提案書（様式3）
  - ① 本業務に対する考え方、実施方針について
  - ② 具体の事業提案及び予測される効果
  - ③ 専門性の有無（支援を行う支援員の選定等について）
  - ④ 本業務の実施方法、手法について
  - ⑤ 法人の経営方針・同種事業の運営実績
  - ⑥ 個人情報保護について
  - ⑦ 提案見積と積算根拠（様式4）

ウ 提出部数 正1部、副6部（副は複写可） 計7部

エ 提出場所 大阪市立愛光会館 3階

### (2) 質問の受付

ア 受付期間 令和8年6月8日～6月12日 午後5時まで

イ 質問方法 Eメールのみ(受付メールアドレス [haha@v-aid.org](mailto:haha@v-aid.org))

※メールの件名は「親子交流支援事業 質問事項について（御社名）」と記載してください。

ウ 回 答 期限までに寄せられた質問を取りまとめて、6月17日に当会ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合は掲載いたしません。また、電話・来館などの口頭による質問や個別への回答、締切以降の質問は受け付けません。

## 9. 選定に関する事項

### (1) 選定方法

本企画提案の選定基準に沿って審査を行います。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価の最低基準を60点以上としたうえで、「企画提案に関す

る事項」、「応募法人に関する事項」、「経費積算に関する事項」の順に得点の高い事業者を選定します。

## (2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ア 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- イ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (3) 選定結果の通知

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に書面により通知します。

## 10. その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします
- イ 提案見積等の内容に不明な点がある場合は、別途、応募者にヒアリングを求めることがあります
- ウ すべての企画提案書は返却しません
- エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しません
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めません
- カ 提出された種類に虚偽の申請があった場合は、当該申請書等を無効とします

## 11. 提出先・問い合わせ先

大阪市立愛光会館指定管理者

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会（担当：芝田・枝松）

所在地：〒531-0071 大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館 3 階

TEL：06-6371-7146 FAX：06-6371-6722

## 令和8年度 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 親子交流支援事業業務委託仕様書

### 1. 趣旨

本仕様書は、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会（以下「当会」という。）が実施する親子交流支援事業（以下「本事業」という。）に関し、委託する業務の内容について必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の名称

公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会親子交流支援事業業務委託

### 3. 対象者

本事業の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 同居親及び支援の対象となる子が大阪市内に住所を有し、子どもの年齢が概ね18歳未満であること。
- (2) 親子交流に関する取り決めを行っており、同居する親及び子どもが別居する親との交流を希望しているとともに、本事業を利用することについて父母双方が合意していること。
- (3) 過去に本事業を利用していないこと及び他の自治体や親子交流支援団体による支援を受けたことが無いこと。

### 4. 委託期間

令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

### 5. 業務内容の詳細

#### (1) 事業内容

「公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会親子交流支援事業実施要領」に基づき、次の①から⑤に掲げる業務を行う。

#### ① 親子交流支援員の配置

親子交流支援員（以下「支援員」という。）については、親子交流に関する相談支援への対応経験を6カ月以上有する者や家事調停・家事審判に関する業務に従事経験がある者、その他適切に親子交流支援（以下「支援」という。）を実施する能力を有すると認められる者の中から支援員を選任し、選任した支援員の氏名並びに経歴等を当会に報告する。

#### ② 事前面談

- ・当会において書類審査を行い、支援することが適当であると判断した支援候補者に対して面談を行う。
- ・事前面談は2回実施することとし、1回目は現状等の聴取及び親子交流支援計画書を作成し、2回目に誓約書の徴取等を行う。また、2回目の面談時には、支援の対象となる子どもを同伴させることとする。
- ・初回の事前面談日から1年を経過した場合は、当該面談は無効とし、再度初回の面談を行う。

#### ③ 支援計画の作成及び変更

- ・支援の内容、方法、実施頻度等について当事者間の合意の下に親子交流支援計画書（以下「支援計画書」という。）を作成し、支援候補者及び当連合会に通知する。

- ・支援期間中にやむを得ない理由により策定した支援計画を変更する場合も同様とする。
- ・支援期間内に支援対象者の住所・氏名等に変更が生じた場合は、速やかに当会に報告する旨を伝える。

#### ④ 支援対象者の決定

父母それぞれから誓約書の提出を受けた後、支援実施の可否について、速やかに父母それぞれに対してその結果を通知するとともに、当連合会に報告する。

#### ⑤ 親子交流支援

- ・見守り型支援は、1回あたり2時間以内とし、頻度は月2回までとする。  
ただし、当会が費用を負担するのは月1回までとする。
- ・受渡し型支援は、頻度を月1回とする。

### (2) 実施場所

見守り型支援の実施場所は、子どもの安全に十分配慮し、事業受託者が確保する。  
受渡し型支援は、父母双方の合意のもと適切な実施場所を決定すること。

### (3) 支援の期間

支援期間は、支援の1回目実施日を始期として、原則、最長で1年間とする。  
事業受託者は、支援の1回目実施日から1年間を経過した者に対し、支援期間の満了を通知する。  
なお、当該年度内における支援期間が1年に満たない場合は、支援継続申出書の提出により、残りの期間について、最長1年間の範囲内で支援を継続できることとする。

## 6. 本事業に係る費用（消費税込）

次の区分により示した金額を上限とし、実績件数に応じてその費用を支払うものとする。

- (1) 事前面談 60分 5,500円（1人2回まで）
- (2) 親子交流支援に係る初期費用 5,000円（1人1回まで）
- (3) 親子交流見守り型 1回 10,000円（子ども2名まで。3名以上の場合は、1人につき10,000円を加算する。）
- (4) 親子交流受渡し型 1回 8,000円（子どもの人数は問わない。）  
※ 別途、親子交流支援員の交通費は実費分を支払うこととする。
- (5) 会場使用料（親子交流見守り型に限る。） 1家族 支援1回につき 2,000円  
※なお、所要経費の見積額算定にあたっては、支援対象者の件数を別表に記載する月別の件数とし、年間で30件の支援を想定するものとする。

## 7. 各種報告書の提出

事業受託者は、業務実施計画書、月次報告書、実績報告、精算報告、その当会の求めにより必要な書類を提出するものとする。

## 8. 個人情報の保護等

事業受託者は、当該業務の履行に際して知り得た秘密を洩らさないこと。また当該業務において聴取した個人情報等は当該業務以外の目的で利用しないこと。

## 9. 緊急時の対応

親子交流支援中等に緊急事態が生じた場合は、当会に速やかに報告すること。

別表

(単位：件)

月別	事前面談		
	1回目（当月）	2回目（当月）	2回目（翌月）
7月	3	1	2
8月	3	2	1
9月	3	2	1
10月	3	2	1
11月	3	2	1
12月	3	2	1
1月	4	3	1
2月	4	3	1
3月	4	3	1
計	30	20	10

(単位：件)

月別	交流支援
	（見守り）
7月	1
8月	5
9月	8
10月	11
11月	14
12月	17
1月	21
2月	25
3月	29
計	131

※ 交流支援に係る見積額の算定にあたっては、見守り型、受渡し型を問わず見守り支援として計上すること。